長野県報

10月12日（土）
令和元年
（2019年）
号外

目　次

告　示
災害救助法の適用地域の指定（危機管理防災課）……… 1

告　示

長野県告示第234号

令和元年台風第19号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第３号）第２条第１項の規定により、令和元年10月12日から長野市、松本市、上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村及び佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、御代田町及び立科町、小県郡長和町、諏訪郡富士見町、東筑摩郡麻績村及び筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域を災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に指定しました。

令和元年10月12日

長野県知事　阿　部　守　一

危機管理防災課

令和元年(2019年)10月12日発行（号外）
発行　長　野　県　〒380－8570（専用番号）長野市大字南長野字幅下692の２　電話 026(232)0111(代表)